

特殊車両取締り実施結果報告

～老朽化する社会資本の保全を目指して～

行政処分の強化後
初めて実施

平成25年6月27日(木)14時～16時に国道8号小矢部市芹川地先にて、国土交通省富山河川国道事務所では小矢部警察署の協力のもとに特殊車両の現地取締りを実施しました。

【特車取締状況】



○取締り結果

・取締り実施台数9台(うち違反指導車両2台)

・違反指導内訳

特殊車両通行許可証の無許可違反	1台
特殊車両通行許可証の不携帯	1台

※取締り時には車両の長さ、幅、高さ、総重量を計測し、特殊車両通行許可証の内容確認を実施

行政処分の背景と強化

- ・我が国の道路は高度経済成長期に集中的に整備されたため、道路橋をはじめとした社会資本の老朽化が急速に進行しており、長寿命化対策が求められている。
- ・しかしながら、規定を超える過積載重量の車両通行により道路損傷が増大している。



- ・国土交通省では、特殊車両の取締りを強化しており、違反走行を繰り返し行った場合、会社名の公表を平成25年3月から行っています。悪質な違反者には、許可取消等の措置を実施します。

今後も引き続き特殊車両の取締りにより社会資本の保全に努めます。

お問い合わせ先

北陸地方整備局 富山河川国道事務所	パレットとやま 道路管理第一課長 山下 忠 男
	TEL 076-443-4722(直通)
	FAX 076-443-4723(直通)

補足説明資料

◎ 道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第47条1項、車両制限令第3条）

車両の諸元		一般的制限値(最高限度)
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル
重さ	総重量	20.0トン
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン) ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル



これらの制限値を1つでも超える車両は「通行許可」が必要です！

◎ ルール違反の車両が道路に及ぼす影響

道路が傷められる原因には、定められたルールを守らず通行すること等があげられ、このルール違反の車両が非常に大きな比率を占めている状況にあります。また、ルール違反の車両が沿道環境に与える影響も大きなものとなっています。特に重量超過車両が道路の構造に与える影響は、非常に大きなものがあります。

橋梁床版に与える影響は、トレーラー(5軸)の重量が2倍になると、20tのトラック(3軸)の交通量が約4,000倍になった場合と同程度です。



舗装のひび割れ



舗装のわだち掘れ



橋の裏面の様子

